

第1章 健康と医療

第2節 環境衛生

1 水道

(1) 水道行政の現状

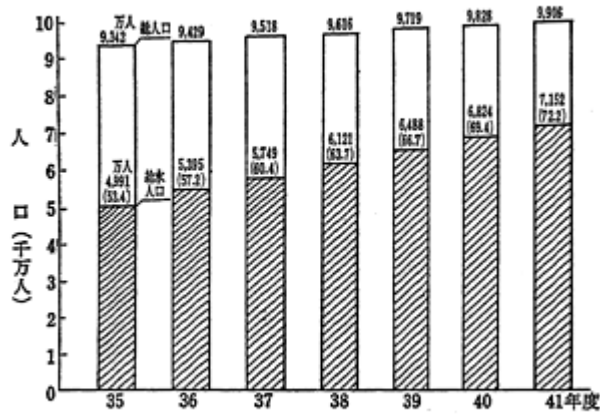
ア 普及状況

水道は、健康で文化的な日常生活を営むうえで最も重要な施設であり、また、各種の産業、サービス業、消火その他の都市機能を維持するうえで欠くことのできない基幹施設である。

わが国の水道の普及率は、この10年間毎年3~4%増加し、30年度末には総人口の32.2%であつた普及率が、41年度末には第1-2-1図に示すように、総人口の72.2%となつており、この10年間で給水人口は一挙に2倍以上にもなつた。

第1-2-1図 給水人口の推移

第1-2-1図 給水人口の推移



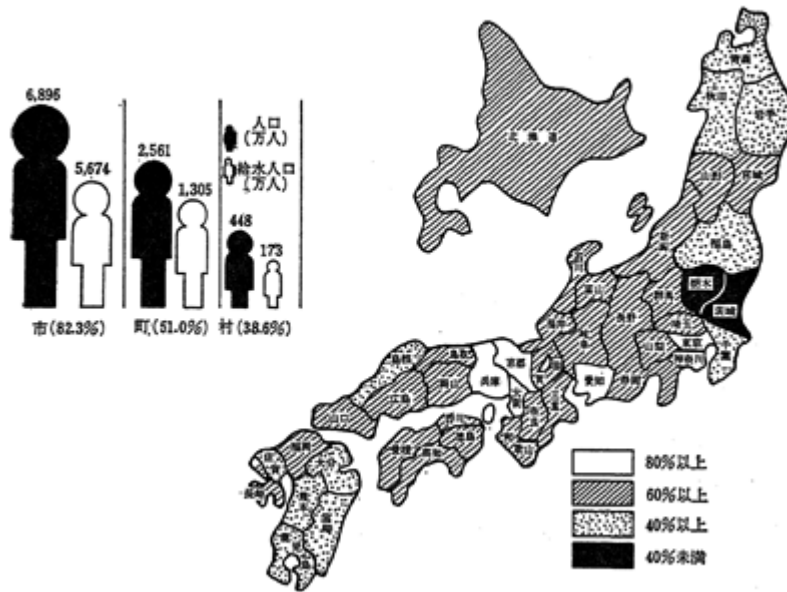
厚生省環境衛生局調べ

注 ()内は総人口に対する普及率である。

この普及率を諸外国と比べると、オランダ、イギリス、イタリアが90%をこえており、70%以上の国としては、ドイツ連邦共和国、アメリカ、スウェーデン、フランスがあげられ、日本の普及率はこれに続いている。しかし、普及状況は、第1-2-2図に示すように都道府県ごとに著しい地域差があり、また、市部に比べて郡部の普及が遅れている。すなわち、大阪府(96.6%)、神奈川県(94.5%)、東京都(90.4%)のようにほとんどすべての住民が水道の恩恵に浴している都府県がある一方、茨城県(37.3%)、栃木県(38.5%)、岩手県(42.0%)のように遅れた県がある。また、全国の市部は82.3%の普及率を示しているが、町部は51.0%、村部は38.6%にすぎない。

第1-2-2図 都道府県別水道普及率

第 1-2-2 図 都道府県別水道普及率
(41年度末)



厚生省環境衛生局調べ

このような普及率の地域差は、地理的条件がその要因として大きなウエイトを占めていることはもちろんであるが、その地域の都市化の進展の度合いが今日までの水道普及の状況を大きく左右してきたものと考えられる。

今後の水道は、都市活動の基盤となる意味から都市における対策を進めるとともに、保健衛生、生活の合理化、近代化という観点から、国民が等しく水道を利用するために、農村地域における簡易水道の普及と中小都市における上水道の整備に重点をおいて、なお一層積極的に水道の普及を進める必要がある。

第1章 健康と医療

第2節 環境衛生

1 水道

(1) 水道行政の現状

イ 給水量

41年度中の全国の給水量は72.9億立方メートルで、その内訳は、上水道(給水人口が5,000人をこえる水道)66.4億立方メートル、簡易水道(給水人口が101人以上5,000人以下の水道)4.7億立方メートル、専用水道(給水人口101人以上の自家用水道)1.8億立方メートルと、上水道の占める割合が大きい。1人当たりの水道給水量は、生活水準の高度化や諸産業の進展により逐年増大する傾向にあるが、特に都市及びその近郊においてその傾向が顕著である。第1-2-1表は規模別の給水量を示しているが、これによれば、上水道の場合1人1日平均給水量は全国平均で301リットルとなつている。規模別には、給水人口が多いものほど、1人当たりの給水量も多くなつていくことがわかる。

第1-2-1表 規模別給水量

第1-2-1表 規模別給水量
(41年度)

給水人口による 規模別区分	か所数	現在給水 人口	1人1日給水量(ℓ)			
			最大	平均	施設能力	
上 水 道	100万人以上	6	1,732	507	392	483
	50～100	5	404	406	313	517
	25～50	17	622	388	298	392
	10～25	66	1,003	416	271	407
	5～10	88	589	332	250	293
	1～5	581	1,220	313	259	330
	1万人未満	630	403	265	185	304
	建設中	71	4	—	—	—
計	1,464	5,977	390	301	393	
簡易水道	14,174	927	—	140	—	

厚生省環境衛生局調べ

このことは、都市の規模が大きくなるほど、生活用水以外の使用水量(工場用水や業務用水等)の占める割合が大きくなることによつていられる。大都市における1人1日平均給水量は、大阪519リットル、東京408リットル、横浜388リットルなどとなつていられるが、シカゴ817リットル、ロサンゼルス668リットル、フィラデルフィア608リットルなどアメリカの各都市はいずれも高い水準にある。日本の各都市の使用水量の増加傾向は、アメリカの諸都市と似ており、将来さらに需要が増大すると考えられる。今日においても、都市及びその近郊では、予想を上回つた人口の集中を受け、多くの都市では施設能力をはるかに上回つた稼働を余儀なくされている。

厚生白書(昭和43年版)

(C)COPYRIGHT Ministry of Health , Labour and Welfare

第1章 健康と医療

第2節 環境衛生

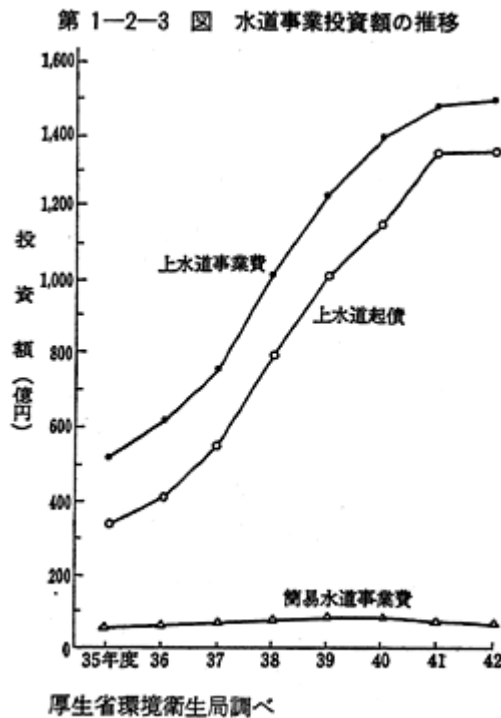
1 水道

(1) 水道行政の現状

ウ 水道料金

給水量の増大とともに、水道の建設事業費は、第1-2-3図に示すように年々増大している。42年度の上水道の建設費の総額は、1,475億円で、このうち7億円が国庫補助金、1,341億円が起債によつてまかなわれている。

第1-2-3図 水道事業投資額の推移

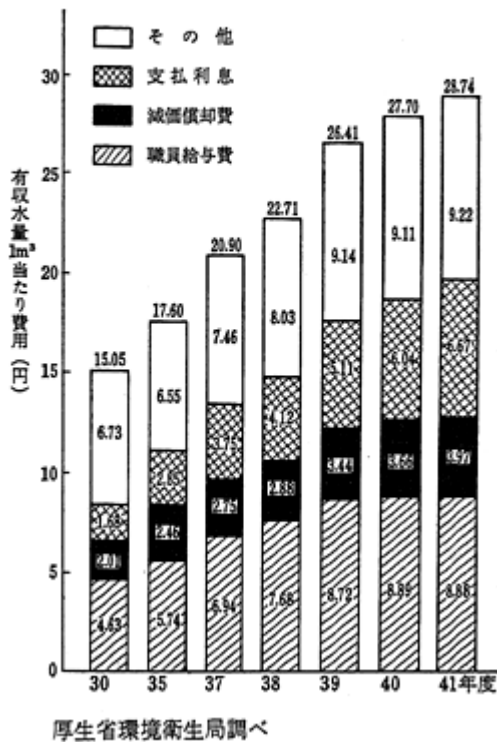


また、水道の建設単価も年々高くなる傾向にあり、特に水道のためにダムを造つて水源を用意する場合や、新規に水道事業を始める場合には、特に割高となつている。これに対処するために著しく先行投資となり、又は高額となるダム及び大規模の広域上水道について、42年度から補助金が交付されるようになった。43年度においては、その額は約12億円であり、また財政投融資として地方債は、1,445億円が予定されている。なお、簡易水道に対する補助金は離島分を含め約20億円である。

給水される水の原価も年々高くなり、1立方メートルの水をじや口から出すためには、つまり給水コストは第1-2-4図に示すように、41年度では全国平均で28円74銭を要している。35年度には17円60銭であつたので、この6か年間で63%高くなつていくことになる。

第1-2-4図 水道事業費の費用内訳

第1-2-4 図 水道事業費の費用内訳



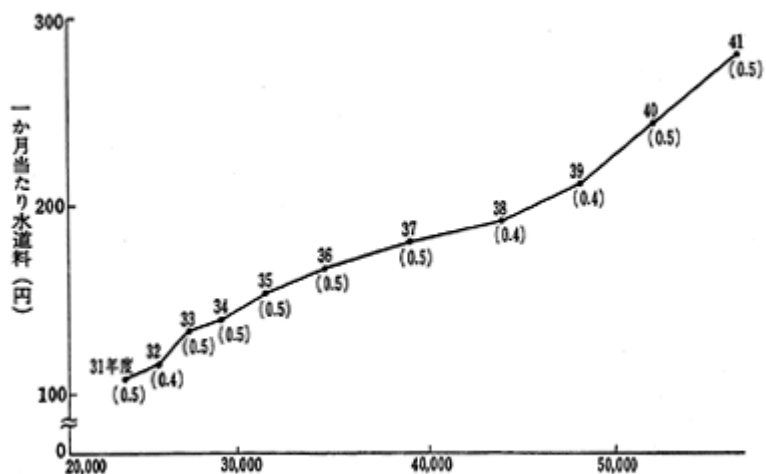
この原価のうち、支払利息は6円67銭で全体の23%を占め、最近特にこれが増加し、35年度に比べて2.3倍となつている。これは、水道が急激な拡張工事にせまられ、そのために借り入れられた多額の建設費の利息を支払わねばならないためである。

一方、収入を伴つた給水量1立方メートル当たりの平均販売価格は、27円00銭となつている。この値は全体として給水原価を下回つており、雑収入を考慮しても相当数の水道事業が赤字となつている。

また、41年度における人口5万人以上の都市の勤労者世帯における1世帯1か月当たりの水道料金の平均支出は、第1-2-5図に示すように281円で、これは消費支出総額の0.5%にあたる。

第1-2-5図 年平均1か月間の消費支出総額における水道料

第 1-2-5 図 年平均1か月間の消費支出総額における水道料
(人口5万以上の都市勤労世帯)



資料：総理府統計局「家計調査」

(注) ()内は消費支出総額のうち水道料の占める割合(%)である。

第1章 健康と医療

第2節 環境衛生

1 水道

(2) 今後の方向

厚生省では、水道整備5箇年計画(42年度～46年度)に基づき水道の長期的整備を図っているが、この計画は昭和60年度において、ひとしく国民に水道のある健康で文化的な生活を保障しようというビジョンの下に策定されている。すなわち、水道の普及率を50年度には92%、60年度には98%とし、現在イギリス、オランダ等が到達しえた世界最高の水準に引上げることとしている。この間、水道の普及状況の地域格差の解消に努めるとともに生活水準の上昇等に伴い必要となる水量の確保を図り、60年度においては、1人1日当たり最大給水量は800リットルないし、1,000リットルに達するものと推定し、理想的な近代生活と活発な社会経済活動を営みうるよう水道施設の整備拡充を促進するものである。

このようなビジョンを達成する段階として、この5箇年計画においては、計画終了の46年度末の水道普及率を85%とし、かつ、必要な水量を確保できるよう施設整備を進めることとしている。

この5箇年計画を達成するために要する経費は、1兆4,000億円と見込まれている。

これからの水道は、現実の問題に対処しつつ、その与えられた課題と真剣に取り組まねばならない。

すなわち、都市及びその近郊における給水量の増に対処するための強力な水源対策、水道水源汚濁対策、農山村地域及び中小都市における水道の普及の促進、水道料金の高騰防止等である。また、大規模な水源対策や建設費の重複投資の防止、水道事業の合理化、料金格差の是正等の観点から、広域水道の促進が要請される。これらとともに、将来は、水需要の増大に備えて、海水の淡水化の実用化に積極的に取り組む必要がある。

第1章 健康と医療

第2節 環境衛生

2 し尿とごみの処理

最近における人口の都市部若しくは周辺部への集中や、産業活動のめざましい変動等によつて、清掃事業も影響を受けていることは例外ではない。元来、清掃事業とは、人間個人又は人間社会が営む生活や社会活動の結果、不要物として排出される残渣を完全かつすみやかに取除き衛生的に処分することである。

今日ではし尿は農村への還元が困難になり、といつて現下の下水道の普及状況では、下水道はこれにかわる処分方法たり得ない。また、ごみの排出量も消費生活の向上とともに増大しているほか、不燃性雑芥の量や種別も多くなりつつあり、処理方式も従来のままでは必ずしも十分といえなくなつてきている。

清掃事業は、行政施策面においても、あるいは事業実施内容においても、さらに収集、処理及び管理の技術面においても、まだ完成されたものではなく、加えて周囲の情勢は、清掃事業に、以前よりさらに大きな負荷を加えつつある実情にある。

また、処分地、処理場敷地の確保、維持管理の適正等に関しても、これを遂行していく上のトラブルが付随していくもので、住民の苦情、公害防止上からの要請に対処して、絶えず技術の向上を図つていかねばならない時点に遭遇しているものといえよう。

第1章 健康と医療

第2節 環境衛生

2 し尿とごみの処理

(1) 清掃事業の概況

ア 特別清掃地域の拡大

市町村が清掃の義務を負う特別清掃地域は、徐々に拡大し、これを設定する市町村数は、第1-2-2表のとおりで年々増加している。

第1-2-2表 特別清掃地域設定市町村数

第 1-2-2 表 特別清掃地域設定市町村数
(単位：か所)

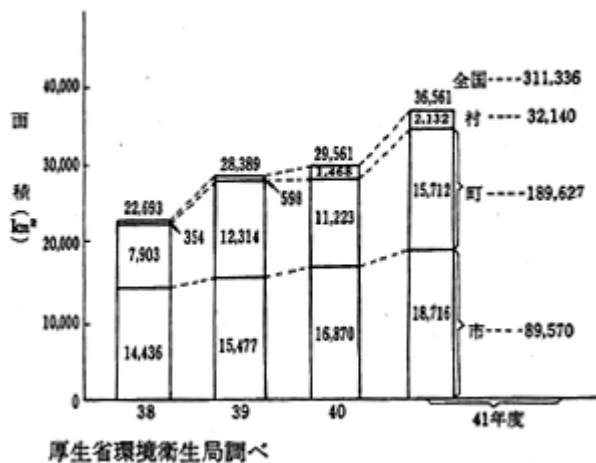
		38年度	39	40	41
市		558(100.0) [%]	561(100.0) [%]	562(100.0) [%]	566(100.0) [%]
町	設定数	1,229	1,357	1,404	1,487
	全数	1,970(64.0)	2,037(67.0)	1,991(70.5)	2,024(73.5)
村	設定数	92	157	158	198
	全数	869(9.5)	879(17.8)	758(20.7)	757(25.9)
全国	設定数	1,879	2,075	2,124	2,249
	全数	3,397(56.0)	3,477(59.7)	3,311(64.0)	3,347(67.0)

厚生省環境衛生局調べ

また、特別清掃地域の面積も年々増大している(第1-2-6図参照)。

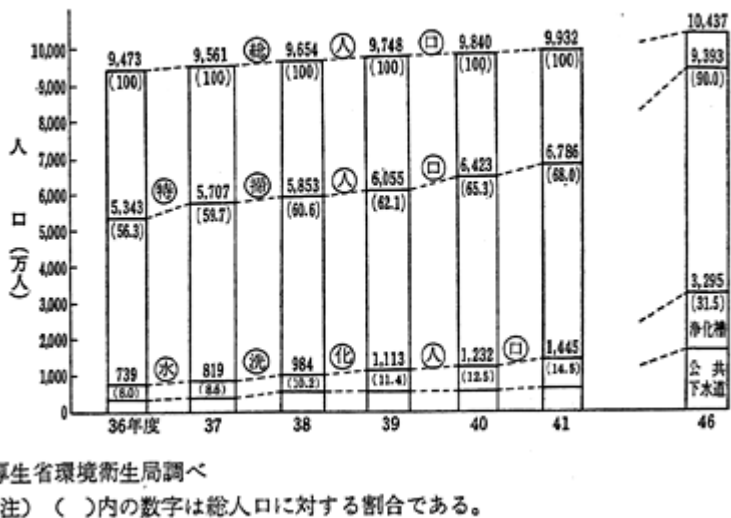
第1-2-6図 特別清掃地域面積の推移

第 1-2-6 図 特別清掃地域面積の推移



第1-2-7図 総人口, 特掃人口, 水洗化人口の推移

第 1-2-7 図 総人口, 特掃人口, 水洗化人口の推移



したがって特別清掃地域内の人口も漸増をたどり、昭和41年度末には総人口の68%を占めるに至った。

第1章 健康と医療

第2節 環境衛生

2 し尿とごみの処理

(1) 清掃事業の概況

イ 清掃事業の収集形態

清掃事業の収集形態は、従来より、直営、委託、許可あるいは相互の組合わせ等の形で運営されている。その内容は第1-2-3表のとおりである。直営事業に従事する職員は、収集運搬、及び処理関係を合せて約17万8,000人であり、その約85%は賃金職員である。収集車の改良等により、賃金職員数はむしろ減少している。一方民営の収集業務に従事する業者数は4,774業者、従業員数3万4,988人となっており、年々増加している。

第1-2-3表 清掃事業の収集形態

第1-2-3表 清掃事業の収集形態

	し 尿				ご み			
	収集量	直 営	委 託	許 可	収集量	直 営	委 託	許 可
30年度末	kt/日 24,608 (100.0)	kt/日 8,207 (33.3)		kt/日 16,461 (66.7)	kt/日 12,498 (100.0)	kt/日 11,373 (91.0)		kt/日 1,125 (9.0)
35	41,109 (100.0)	14,558 (35.4)		26,551 (64.6)	19,949 (100.0)	17,620 (88.3)		2,329 (11.7)
40	61,192 (100.0)	18,860 (30.8)	10,044 (16.4)	32,288 (52.8)	36,938 (100.0)	30,871 (83.6)	3,073 (8.3)	2,994 (8.1)
41	65,503 (100.0)	18,623 (28.4)	13,870 (21.2)	33,010 (50.4)	40,930 (100.0)	34,954 (85.4)	2,882 (7.0)	3,094 (7.6)

厚生省環境衛生局調べ

(注) ()内は、収集量に対する割合である。

また収集運搬に要する運搬用器材は、汚物の排出量に比例し増加しつつあり、41年度末現在の数は第1-2-4表のとおりである。

第1-2-4表 運搬用器材保有数

第1-2-4表 運搬用器材保有数
(41年度)

	市 町 村	業 者	計	容 積
し尿運搬車	3,375 台	9,217 台	12,583 台	25,906 kl
ごみ車	9,470 台	2,716 台	12,186 台	22,460 t
し尿海洋投棄船	92 隻	140 隻	232 隻	25,367 kl

厚生省環境衛生局調べ

(注) 運搬車の積載量は、し尿、ごみ共1台平均約2トンである。

第1章 健康と医療

第2節 環境衛生

2 し尿とごみの処理

(1) 清掃事業の概況

ウ 清掃事業費

市町村における清掃事業会計決算額の全国集計値によれば、し尿、ごみそれぞれについて、年間支出額、年間処理量及び単位処理量当たりの支出費は、第1-2-5表のとおりとなつている。これをみると、し尿、ごみとも、年間支出額は、昭和38年度から41年度の間、2倍ないしは2倍強となり、年間処理量は同じく3割強、したがつて、処理単価(収集を含む)は6割の急増を示している。41年度末では、し尿1リットルにつき4.1円、ごみ1トンにつき約5,000円となつている。

第1-2-5表 市町村による清掃事業支出総額

第 1-2-5 表 市町村による清掃事業支出総額

	し 尿			ご み		
	年間支出	年間事業量	単 価	年間支出	年間事業量	単 価
	百万円	10 ^{kg}	円/ℓ	百万円	10 ^t	円/t
38 年 度	24,526	8,947	2.7	31,247	9,804	3,200
39	32,485	—	—	42,671	—	—
40	35,890	10,550	3.4	47,066	12,389	3,800
41	49,038	11,860	4.1	69,056	13,810	5,000

厚生省環境衛生局調べ

単価急騰の原因は、人件費、物件費並びに拡張改良事業費等の軒並みの値上りの結果と判断される。

また、手数料、使用料等一般の受益者から直接、間接に回収する収入に関しては、支出額の合計値の1/4~1/5程度であり国費の補助を除いた分と元利償還分は自己持ち出しで補填している現状である。

第1章 健康と医療

第2節 環境衛生

2 し尿とごみの処理

(2) し尿処理

ア し尿の処理状況

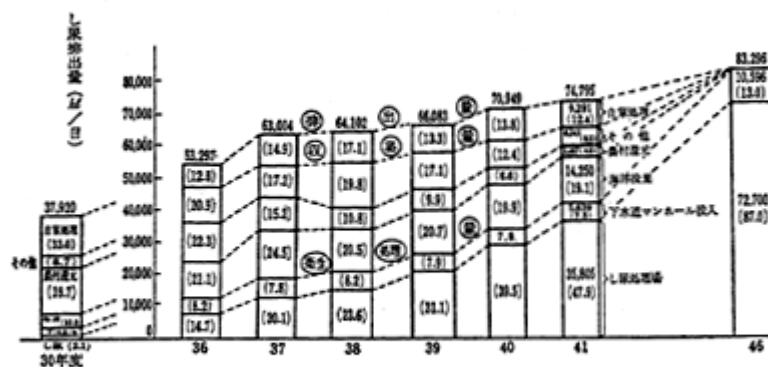
し尿の衛生処分に關しては、公共下水道又は、地域的な共同処理施設等で中級又は高級処理を行なうことが最も望ましい。わが国においては、旧來からの汲取便所方式と、農村への肥料としての還元という形が採られてきているため、多大の投資を伴う下水道終末処理方式に切り替えるのは、相当な長期間を待たねばならない。

その間の汲取し尿の処理については、下水道終末処理場の余裕能力のある場合には、これに一時汲取し尿を投入するほか、し尿単独の処理施設を整備していかなばならない。特別清掃地域人口が増大するに従つて、汲取し尿の量もますます増加している。

昭和41年度末における衛生処理率55.4%のほかは、海洋投棄19.1%、農村還元4.6%、自家処理12.4%、その他8.5%となつている。

第1-2-8図 特別清掃地域内し尿処分の推移

第 1—2—8 図 特別清掃地域内し尿処分の推移



厚生省環境衛生局調べ

(注) ()内の数字は、排出量に対する構成比である。

第1章 健康と医療

第2節 環境衛生

2 し尿とごみの処理

(2) し尿処理

イ し尿処理施設整備状況

し尿処理場に関する施設件数並びに建設費等については第1-2-6表のとおりとなっている。

第1-2-6表 し尿処理施設整備状況

第1-2-6表 し尿処理施設整備状況

	し尿処理施設					地域し尿処理施設		
	件数	処理能力	総事業費	国庫補助金	地方債	総事業費	国庫補助金	地方債
33年度	か所	kl/日	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円
	67	5,627						
34	107	8,067	1,714	429	900			
35	156	10,457	2,200	550	1,150			
36	252	14,105	4,255	743	1,800			
37	355	20,050	5,175	1,000	1,800			
38	495	26,631	8,512	2,086	3,231			
39	684	39,190	18,407	4,021	5,800			
40	813	45,161	17,302	3,891	6,700			
41	897	49,019	10,315	2,751	3,900	835	196	400
42	974	53,421	6,440	1,861	3,200	768	256	400

厚生省環境衛生局調べ

(注) 42年度の処理能力及び総事業費は見込みを含む。

処理施設の建設は急速に進んでいるが、40、41年度において建設事業費が下向をたどっているのは第1期5か年計画(38～42年度)の末期に相当し、同計画の建設プログラムに従ったためである。国庫補助率は1/3であるが、実質は表からも1/4前後であることがわかる。なお、起債の充当率も十分とはいえず施設建設促進に影響なしとはいえない。

また、41年度より新規の宅地開発地域あるいは公共下水道の計画のない地域について、水洗便所の汚水と家庭雑排水の合併処理を行なう施設として、地域し尿処理施設の制度が生まれ、予算化されている。

第1章 健康と医療

第2節 環境衛生

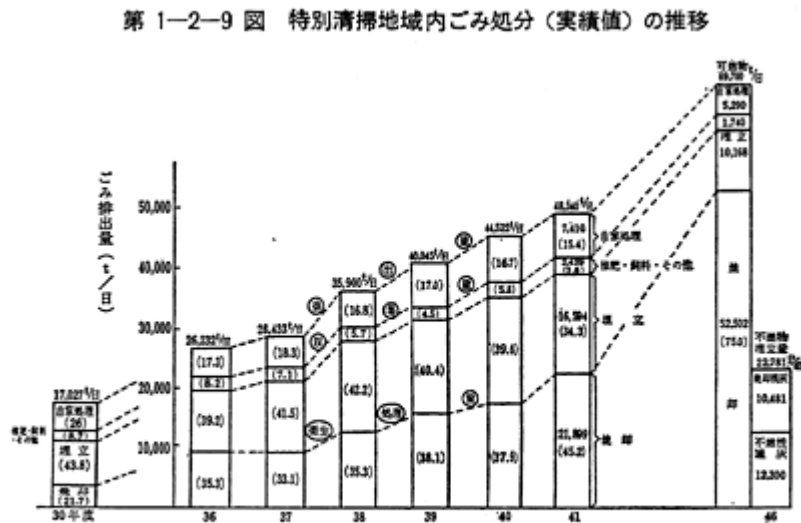
2 し尿とごみの処理

(3) ごみ処理

ア ごみ処理の状況

ごみの衛生処理は焼却処理と考えられる。ごみ焼却場で目下処理される量は、45.2%であり、この面の施設整備はいまだ立ち遅れている。埋立処分については、34.3%を占めているが、衛生的な埋立方法がなかなか守られない点や、埋め立て適地が減少しつつあり、焼却場増設の必要度は高い(第1-2-9図参照)。

第1-2-9図 特別清掃地域内ごみ処分(実績値)の推移



厚生省環境衛生局調べ

(注) ()内の数字は排出量に対する構成比である。

第1章 健康と医療

第2節 環境衛生

2 し尿とごみの処理

(3) ごみ処理

イ ごみ処理施設の整備状況

国庫補助制度は昭和37年度より採用されたが、数字からわかるように、その内容は、きわめて貧弱といわざるを得ない(第1-2-7表参照)。これからのごみ処理が緊急性ないしは必要性を増し、公共の福祉と密接な関係を持つ以上、財源手当の面における改善は急務といえよう。

第1-2-7表 ごみ処理施設整備状況

第 1-2-7 表 ごみ処理施設整備状況

	件数	処理能力	総事業費	国庫補助	地方債
	か所	t / 日	百万円	百万円	百万円
33年度以前	684	6,648			
34	712	7,403	511		358
35	745	8,717	586		410
36	878	10,571	1,573		1,100
37	989	12,176	4,025	94	2,000
38	1,106	14,904	4,518	94	2,553
39	1,257	17,709	5,300	94	3,200
40	1,409	20,736	10,000	94	6,700
41	1,546	26,061	11,471	400	7,600
42	1,697	31,761	13,600	600	9,100

厚生省環境衛生局調べ

(注) 42年度の処理能力及び総事業費は見込みを含む。

件数、能力の点でかなりの伸びを示してはいるがし尿のそれらと比較すればなお及ばない現状である。

第1章 健康と医療

第2節 環境衛生

2 し尿とごみの処理

(4) 水洗化の動向

ア 公共下水道

水洗便所の快適さはいうまでもないが、公共下水道の普及と、付随する終末処理場の建設には、相当の投資額を必要とし、また、公共下水道の処理区になつた地域においても、下水道の受益者負担金、汲取便所の水洗化への改造資金等が各人の負担となつており、その他種々の理由により水洗便所の普及は遅々としてはかどつていない。昭和41年度現在下水道法による終末処理場認可都市は142都市、そのうち、終末処理場が運転開始を行なつているものが85都市となつている。41年度末において公共下水道による水洗人口は782万人となつている。都市別の普及率では名古屋市36.5%、岐阜市33.1%、東京都29.4%、大阪市20.1%等となつているが、全国的にはなお低水準にある。

なお、公共下水道終末処理場の建設については42年6月、建設省の所管とされ、維持管理に関する業務については、厚生省所管として残されている。

第1章 健康と医療

第2節 環境衛生

2 し尿とごみの処理

(4) 水洗化の動向

イ し尿浄化槽の普及

水洗便所への国民の要求は最近きわめて顕著なものがあるので、浄化槽の設置数は年々20%前後の伸びを示している(第1-2-8表参照)。

第1-2-8表 浄化槽設置数の推移

第1-2-8表 浄化槽設置数の推移

	設 置 数	対 前 年 比	指 数
34 年 度	103,982		100
35	128,698	1.25	123
36	162,941	1.26	155
37	198,851	1.22	192
38	244,976	1.29	236
39	298,181	1.22	287
40	350,275	1.18	337
41	419,031	1.19	408

厚生省環境衛生局調べ

また規模別にこれをみると、第1-2-9表にみられるように小規模のものが圧倒的に多い。すなわち20人槽以下で全体の53%を占め、500人槽以下で全体の98.2%に達している。また41年度単年度の設置数の規模別分布をみてもほぼ全体と同様であり、小型浄化槽の築造は目下ブームとなつている。また地域的分布についても、人口集中地域の設置数が多く、関東(埼玉, 千葉, 東京, 神奈川)地域で全体の38.7%, 中京(静岡, 愛知, 三重)地域で11.2%, 関西(京都, 大阪, 兵庫, 奈良)地域で18.8%となり、これらの地域で、設置数の大部分を占めている。

第1-2-9表 し尿浄化槽設置数(規模別)

第 1-2-9 表 し尿浄化槽設置数(規模別)

	41年度末		41年度 単年設置数		対前年増加率 (41)/(40)	
	か所	%	か所	%	%	
未満 20人	215,368	53.0	38,699	55.5	22.0	
20~ 50	82,699	19.3	13,978	20.3	20.4	
50~ 100	55,254	13.2	7,674	11.1	16.1	
100~ 300	41,862	9.8	6,454	9.4	15.5	
300~ 500	10,262	2.5	1,153	1.7	12.6	
不 明	143					
小 計	411,688	98.2	67,958	98.8	19.8	
500~1,000	5,461	1.3	520	0.8	10.5	
1,000~2,000	1,109	0.3	198	0.3	21.8	
2,000~3,000	168		34		25.4	
3,000~4,000	57		4		7.6	
4,000~5,000	31		4		10.5	
小 計	6,826	1.6	760	1.1	12.5	
5,000 以上	66		32		91.4	
不 明	551		7			
合 計	419,031	100.0	68,756	100.0	19.5	

厚生省環境衛生局調べ

第1章 健康と医療

第2節 環境衛生

2 し尿とごみの処理

(5) 各処理施設の維持管理

し尿, ごみの処理施設の増加に伴い, これを円滑に維持管理していくためには, 市町村にとつても, 清掃法上はもとより, 公害防止の上からも重要な責務である。政府は技術の向上を期して, 毎年技術管理者の教育を行なっているが, 行政的な管理機構, 器材の整備, 再教育制度等の拡充の必要性が高まっている。

第1章 健康と医療

第2節 環境衛生

2 し尿とごみの処理

(6) 畜舎及びへい獣等の処理

国民の消費水準の向上に伴って牛乳、食肉の消費量が増大している。これに対応して、畜産の振興が図られ、多頭羽飼育等の方法が奨励されていることにより、畜舎、家きん舎が大型化している。また、都市近郊の住宅化により、これら家畜、家きんの糞尿の処理が飼養者にとつても、附近住民にとつても深刻な問題となつてきている。このほか、へい獣の肉、骨、皮、魚介類の腸骨等を処理するへい獣取扱場、化製場から発する臭気、汚水等による環境汚染についても問題となつており、早急に解決する必要がある。

第1章 健康と医療

第2節 環境衛生

2 し尿とごみの処理

(7) 今後の方向

ア 清掃施設整備5箇年計画

清掃施設の整備は、目下5箇年計画(昭和42～46年度)に沿って実施されているが、これは、昭和60年における長期ビジョンを前提として作成されている。

すなわち、60年において、し尿に関しては、推定総人口11,646万人のうち、公共下水道によるもの90%、地域し尿処理施設及びし尿浄化槽によるもの各10%の割合で、100%の衛生処理をする目標となつている。また、ごみに関しては、総人口の95%から排出するごみを衛生処理することとしている。

5箇年計画の目標は、特別清掃地域人口を総人口の90%を見込んだ上、し尿に関しては、汲取総量をし尿処理施設又は下水道終末処理場によつて、100%衛生処理することとしている。したがつて5か年間で640億円の資金が必要であると見込まれている。またごみ処理に関しては、可燃性ごみの75%を焼却することにしており、施設建設に要する費用は690億円と計上されている(第1-2-8図、第1-2-9図参照)。

第1章 健康と医療

第2節 環境衛生

2 し尿とごみの処理

(7) 今後の方向

イ 清掃事業の近代化

昨年6月より、都市清掃事業近代化研究委員会(事務局、都市センター)を設け、今後発生するごみの種類に対応した処理技術の開発、及び現在都市清掃部門のかかえている種々の問題点を解決するため検討を進めている。これら検討の成果を待つて、行政施策の上にも実現していく方針である。

第1章 健康と医療

第2節 環境衛生

3 食品衛生

(1) 食品衛生行政の現状

ア 食中毒の現状

最近3年間における食中毒患者数は、昭和40年には2万9,018人、41年には3万1,204人、42年には3万9,760人と漸増の傾向を示している(第1-2-10表参照)。

第1-2-10表 食中毒発生状況

第1-2-10表 食中毒発生状況

	事件数	患者数	り患率 (人口10万対)	死者数	死亡率 (人口10万対)
	件	人		人	
38年	1,970	38,344	39.9	164	0.2
39	2,037	41,638	42.9	146	0.2
40	1,208	29,018	29.6	139	0.1
41	1,400	31,204	31.5	117	0.1
42	1,565	39,760	39.7	120	0.1

資料：厚生省統計調査部「食中毒精密統計」

42年に4万人に近い中毒患者が発生したのは5～7月にかけての気温が例年を2度前後上回ったことに大きく影響されたものと思われる。

食中毒の発生を事件規模別にみると、1～10人前後の小規模発生が全件数の66%を占めているが、患者数では100人以上の大規模発生が全件数の51%を占めており、一時に多量の調理食品を提供する集団給食(仕出屋、集団給食施設等)の取扱上の不注意による場合が多くなっている。

第1章 健康と医療

第2節 環境衛生

3 食品衛生

(1) 食品衛生行政の現状

イ 食品の監視, 指導

(ア) 監視, 指導の状況

飲食に起因する衛生上の危害を防止し, 食生活の安全及び衛生を確保するため, 食品, 食品添加物等の製造, 販売等については, 食品衛生法によつて厳重な規制が加えられているが, これに違反して不良食品等が出回ることがないように全国の保健所等に食品衛生監視員(41年末現在5, 058人)が設置され, 監視と指導にあたっている。

食品衛生監視員が監視, 指導する営業施設のうち食品衛生法に基づく営業許可を要するものは42年末現在137万9, 979施設, 同じく要しないものは127万2, 715施設である。このうち42年には延べ335万8, 088施設について指導を含めた監視を行ない, 2万9, 347件について営業許可の取消し, 禁止等の行政処分を行なつた。

食品等の収去検査は常時行なわれているが特に夏期と年末には一せいで取締りを実施している。年間の検査件数は41万9, 216件で, 違反率は18%程度である。違反の中で最も多くみられるのは夏冬を通じて細菌汚染と腐敗である。

輸入食品の検査は, 厚生省が国の食品衛生監視員20人を全国11か所の主要港(小樽, 東京, 羽田, 横浜, 清水, 名古屋, 大阪, 神戸, 門司, 長崎, 鹿児島)に配置して行なっている。

輸入食品の届出件数は42年においては12万7, 124件であり, 毎年約1万件の増加を示している。このうち検査は5, 435件について行ない, 不良品は779件であった。

(イ) 自主規制体制の強化(食品衛生管理者及び食品衛生指導員)

食品衛生監視員による監視, 指導のほか, 製造加工の過程で特に衛生上の配慮を必要とする乳製品, 化学的合成品である食品添加物, 食肉製品等の製造加工を行なう営業者には, 施設ごとに一定の資格を有する専任の食品衛生管理者をおかせ, その衛生的な管理を行なわせることとしている。また食品衛生の向上を図り, 食品等による事故や危害を防止するためには業界の自主的な活動がぜひとも必要であるので, これにあたる食品衛生指導員の養成に力を入れている。現在全国に約1万7, 000人の指導員が活躍している。

(C)COPYRIGHT Ministry of Health , Labour and Welfare

第1章 健康と医療

第2節 環境衛生

3 食品衛生

(1) 食品衛生行政の現状

ウ 牛乳, 乳製品

牛乳, 乳製品は, 乳幼児, 病弱者のための食品というイメージから脱し, 既に一般人の食生活における重要な食品となつている。その生産と消費も逐年増大のすう勢を示し, 昭和42年における生乳の生産量は356万6, 700トンに達しており, これは32年の約2.6倍である。このうち飲用牛乳は211万4, 600トンで同じく約3.4倍に達している。

これら食品の監視指導にあつては, 従来から重点的に行なつており, 収去検査の強化に努めているところである。

42年春の乳価の値上げに端を発し, 国会等で牛乳に関する諸問題が活発に論議された。

これらの問題のなかには, 牛乳の曜日標示, 牛乳の保存性, 加工乳, 乳飲料の成分規格, 合成樹脂等の容器の安全性など衛生上の問題に関連するところが多く, 公衆衛生の見地から慎重に検討を加えてその解決に全力をあげている。

第1章 健康と医療

第2節 環境衛生

3 食品衛生

(1) 食品衛生行政の現状

Ⅰ 食肉衛生

食生活の高度化, 多様化に伴い, 食肉の需要は増大し, 昭和42年には, と畜場で食用に供するためにと殺された獣畜(うし, うま, ぶた, めん羊, やぎ)は1, 128万6, 122頭に達した。

と畜場804か所のうち市町村立のものは560か所であるが, 耐用年数を経過した老朽施設も多く, これら公営と畜場の再建整備を, 32年以来地方債をもつて実施してきた。

41年度までの起債総額は, 72億2千万円に達しており, 延べ375か所の整備を行ない, さらに42年度には14億円の起債をもつて30か所の整備を行なった。

43年からは, 従前準公営企業債をもつて充当されていたと畜場整備事業を低率の金利による特別地方債である厚生年金保険積立金還元融資に切り換えてその整備を図るとともに, あわせて汚水や汚物の処理施設の整備, 検査施設, 病畜施設, 冷蔵施設の改良整備を主眼に整備を図り, と畜場の衛生管理の徹底を期する方針である。

42年2月末には, 豚コレラ予防液の製造に使用したぶたの死体を違法に解体して食肉として販売した事件が, 東京で摘発され, さらに続いて京都, 熊本においても同様の違反事実が発覚し, 食肉の衛生について多大の社会不安を生じた。これらのいわゆる豚コレラ豚肉事件の発生以来, 警察当局と密接な連絡のもとで関係業者に対する監視の強化, 不正食肉の摘発を行ない, 消費者の不安の解消に努めた。

このような事件の発生にかんがみ, 42年10月に食品衛生法施行令, 同法施行規則及びと畜場法施行規則の一部改正を行ない, 食肉処理業を新たに許可営業とし, ハム, ソーセージ等を製造する食肉製品製造業に食品衛生管理者を設置させることとするとともに, 食肉及び食肉製品の標示の規制を追加改正したほか, と畜場における検印の様式を改正する等食肉関係の規制を強化し, 食肉衛生の万全を図った。

第1章 健康と医療

第2節 環境衛生

3 食品衛生

(1) 食品衛生行政の現状 オ 食品添加物の規制

化学的合成品である食品添加物は、厚生大臣が人の健康をそこなうおそれがないものとして指定したものしか使用できないことになっている。昭和42年度において新たに指定された食品添加物は、ポリイソブチレン(チューインガム基礎剤)、ポリブテン(チューインガム基礎剤、5'-リボヌクレオチドカルシウム(調味剤)、ノルビキシンカリウム(着色料)、ノルビキシンナトリウム(着色料)の5品目である。これで指定された食品添加物は354品目となった。

また、現在指定されている食品添加物についてもそれらの安全性について再検討を行なっているが、その一環として、今まですべての食品に使用することが許されていたズルチンについて、その使用基準が設けられた。

第1章 健康と医療

第2節 環境衛生

3 食品衛生

(1) 食品衛生行政の現状

カ 食品中の残留農薬の規制

病虫害を防除する目的で農作物に散布した農薬が食品となつた後にもなお残留する場合、その量によつては、人が摂取した後体内に蓄積して慢性障害を起こすなど、人の健康をそこなうおそれがある。このため、食品中に残留する農薬の許容量を設定する必要がある。昭和39年度から農作物に残留する農薬の残留量の実態を調査している。これらの農作物のうち調査の終わった食品から順次許容量の設定を急いでいる。まず、きゅうり、とまと、ぶどう及びりんごの4食品に残留するヒ素、鉛、 γ -BHC、DDT及びパラチオンの許容量について検討を行ない、食品衛生調査会の意見を求めるとともに、国連が発表している許容量に関する考え方並びに諸外国の許容量の設定状況等を参考として一応の結論をまとめ、昭和43年3月30日に食品衛生法の規定に基づく食品成分規格として残留許容量が第1-2-11表のとおり設定された。この規格は、告示後6か月の猶予期間ののち、10月1日から適用されることになつた。今回許容量が設定されなかつた食品並びに農薬については、現在実施している調査結果がまとまりしだい順次追加してその残留許容量を設定することになつている。

第1-2-11表 食品における農薬の残留許容量

第1-2-11表 食品における農薬の残留許容量

(単位：ppm)

	ヒ素及びその化合物 (As_2O_3 として)	鉛及びその化合物 (Pbとして)	γ -BHC	DDT	パラチオン
りんご	3.5	5.0	0.5	1.0	0.3
ぶどう	1.0	1.0	0.5	0.5	0.3
きゅうり	1.0	1.0	0.5	0.5	0.3
とまと	1.0	1.0	0.5	0.5	0.3

厚生省環境衛生局調べ

なお、42年度においては、延べ36県にわたる生産地において得られたねぎ、にんじん等10品目の農作物及び東京等10都市において市場から得られた同種の農作物について、残留農薬に関する実態調査が行なわれた。

第1章 健康と医療

第2節 環境衛生

3 食品衛生

(2) 今後の方向

食品は、人間の生命を維持し、健康を保ち、成長の源となるものであり、また、食生活は、国民生活の最も基本的なものであることはいうまでもない。したがって、食品等が衛生的であり、かつ安全であることが強く要請されるのは当然であるといつてよい。

近年における社会情勢の変化、国民生活の向上、食品産業の発展、流通機構の発達等に伴い、国民の食生活はますます多様化しつつある。

一方において国民の消費生活に対する関心が高まるにつれて、食品衛生に関する意識も向上し、加工食品、半加工食品の増加に伴い続出している有毒有害な食品や食品添加物あるいは消費者を欺まんするような食品を排除しようとする傾向が非常に強くなつてきている。また、近時消費者と生産者の力の格差の拡大、消費者物価の上昇等とも関連して消費者行政の重要性に対する認識がとみに高まり、消費者保護の観点から食品等の安全、衛生、品質の確保等に関する行政の強化が強く要請されている。

このような事態に対処して、食品衛生行政においては、今後さらに監視体制の強化、食品等の規格基準の整備、標示制度の充実、食品関係営業の近代化等を図るとともに、食品等に関し限られた知識をもつにすぎない消費者に対し食品衛生の知識の普及を図り、国民の食生活の安全と衛生を確保するための施策を強力に推進していくことが大きな課題となつている。

第1章 健康と医療

第2節 環境衛生

4 環境衛生関係営業

(1) 環境衛生関係営業の現況

ア 営業の現況

環境衛生関係営業は、理容業、美容業、クリーニング業のように、国民生活に不可欠なサービス等を提供するものであり、昭和42年度における施設数は、第1-2-12表のとおりである。

第1-2-12表 環境衛生関係営業の施設数及び事業所規模

	施設数			従業者規模別事業所数の構成比			
	38年	41	年平均 伸び率	38年		41	
				1～4人	50人以上	1～4人	50人以上
総数	971,270	1,177,847	6.6	78.7	0.3	78.4	0.3
飲食店営業	483,709	620,665	8.7	77.0	0.4	76.4	0.4
喫茶店・ 食肉販売業	86,049	73,227	△ 5.2				
氷雪	10,814	9,445	△ 4.4	—	—	—	—
理容所	112,770	125,230	3.6	88.0	0.0	86.7	0.0
美容所 興行場 (映画館劇場等)	77,649	97,058	7.6				
ホテル営業	197	281	12.6	70.4	1.0	69.5	1.5
旅館営業	64,408	69,575	2.6				
簡易宿所営業	9,307	12,889	11.4	70.2	0.2	70.4	0.2
下宿営業	2,284	2,261	△ 0.3				
公衆浴場	23,470	24,452	1.4	75.0	0.3	77.9	0.4
クリーニング所	41,183	61,859	14.5				

資料：厚生省統計調査部「厚生省報告例」及び総理府統計局「事業所統計調査報告」

これらの営業については、過度の競争により健全な営業が阻害され、適正な衛生措置を講ずることが困難になった場合は、国民生活の安全に重大な影響を及ぼすおそれがあるので、自主的に衛生水準の向上を図るため、環境衛生同業組合を組織し、料金、営業方法の規制等を行なうことができることとなっている。組合は、都道府県ごとに組織されており、理容業、美容業、クリーニング業、興行業、食肉販売業、氷雪販売業については、組合ごとに適正化規程を定め、料金又は営業方法の規制を行なっている。

第1章 健康と医療

第2節 環境衛生

4 環境衛生関係営業

(1) 環境衛生関係営業の現況

イ 監視指導

環境衛生関係営業施設においては、換気、照明、防湿、保温、消毒その他必要な衛生基準を遵守すべきことが、それぞれの関係法規によつて定められている。

新たに施設を開設する場合には、許可又は届出を要し、必要な衛生措置が講ぜられていなければ開設は認められず、開設後においても、環境衛生監視員によつて衛生措置の検査が行なわれている。施設の監視回数は第1-2-13表のとおりである。

第1-2-13表 監視指導延施設数

第 1-2-13 表 監視指導延施設数		施 設 数
総 数		937,420
旅 館 業		120,956
興 行 場		17,219
公 衆 浴 場		47,940
理 容 所		160,628
美 容 所		151,319
ク リ ー ニ ン グ 所		62,055

資料：厚生省統計調査部「保健所運営報告」

環境衛生監視員数は、41年末現在4,927人でこれは監視対象施設数に比べて過少であり、監視体制の充実強化が望まれる。また、年々高度化複雑化していく環境衛生業務に対応して、関係職員の資質を高めるため、環境衛生監視員を含めた環境衛生技術者通信教育が行なわれており、42年度には128人が受講した。

第1章 健康と医療

第2節 環境衛生

4 環境衛生関係営業

(1) 環境衛生関係営業の現況

ウ 経営の状況

環境衛生関係営業は、その提供するサービスの内容は多様であるが、いずれも国民の日常生活に密着した営業であるといえよう。しかし近年における所得水準の上昇、消費生活の高度化は、これら営業の提供するサービスに高い需要を生みだしている。

これらの需要に応ずる営業者については、その経営が前近代的なものが多いのが現状である。環境衛生関係営業の多くは零細規模であり、従業者5人未満の事業所は約80%を占めている。零細事業所においては、消費者の多様な要求に即応し、小まわりのきいたサービスに努めることができるという長所がある反面、その経営はしばしば経験と勘に頼りがちとなり、近代化、合理化に努めることを怠りがちである。しかし、近年これら業界のおかれた環境の変化は、かなり著しいものがあるといえる。第1に消費水準の上昇や消費者の接する情報量の増大は消費者をしてますます合理的な消費選択を行なわせるようになり、営業者は従来の営業方法を慢然と続けていくことを許されなくなっている。第2に、これらの営業の多くは比較的小資本で開業でき、零細規模でも店の特色を生かして営業すればそれなりの需要があるため店舗数の増加率が高く、41年末には施設総数118万(対前年増加率8.1%)となっており、競争激化の傾向にある。第3には、いわゆる人手不足がある。零細サービス業、小売業の多くは労働力の多くを家族労働に依存しているため、経営者と雇用者との間の関係には前近代的な要素も多く、また労働条件も劣悪であるため雇用者の定着状況は悪く、その補充も困難な状況にある。第4には人件費の増大である。人手不足が深刻化すれば賃金の改善を行なわざるを得ないが、これらの営業のほとんどは労働力に依存する割合が多く、機械設備の導入による生産性の向上には限度があるため、賃金上昇は当然コストの増大をもたらすこととなる。第5には新しい営業方式をとる営業者出現の可能性である。これまで零細業者によつて営まれてきた業界に大資本がはいり、資本力を駆使して新営業方式をもつて市場を押しやろうとする場合、従前の営業者は大打撃を受ける場合も考えられる。第6に、料金、物価の上昇がある。環境衛生関係営業における42年の物価上昇率は5.2%であり、これは41年の7.2%に比べると低下しているが、なお全消費者物価上昇率をかなり上回っている。また、42年における消費者物価全体の上昇に対する環境衛生関係営業の寄与率は約14%であった。このような環境衛生関係営業における料金、物価の上昇は、国民生活に大きな影響を与えているが、その原因は、前述したように、コストの50~80%を占める人件費の上昇と、人件費の上昇による圧力を生産性の向上により緩和できないサービス業としての特殊性によるものとみられる。第1-2-14表において、クリーニング料金の上昇が例外的に低いのは、この業種においては機械の導入等によりかなりの生産性の向上が可能であることを示すものである。しかしながら、環境衛生関係営業における料金、物価の上昇は、このような不可避的原因によるだけでなく、経営の合理化努力の不足や、不必要な設備のデラックス化、不合理な料金慣行等の理由によることもないとはいえず、この点でも新たな対策が要求されている。

第1-2-14表 消費者物価指数

第1-2-14表 消費者物価指数

	38年	39	40	41	42
総合	90.3	93.8	100.0	105.1	109.3(4.0)
環境衛生関係営業			100.0	107.2	112.8(5.2)
理容料	77.5	88.3	100.0	109.7	117.3(6.9)
パーメント料	83.5	90.5	100.0	108.1	113.9(5.3)
入浴料(大人)	79.9	93.4	100.0	113.6	115.0(1.2)
洗たく代 (ワイシャツ)	92.9	95.3	100.0	100.5	99.2(=1.2)
(背広)	95.9	98.4	100.0	99.0	95.9(=3.2)
映画観覧料	77.0	88.9	100.0	108.4	116.8(7.7)
宿泊料	80.1	87.7	100.0	108.9	117.2(7.6)

資料：総理府統計局「家計調査年報」

(注) 表中の数字は昭和40年を100とした指数、ただし42年の()内は、41年に対する上昇率である。

このような環境の下で、徐々にでもあるが業界の体制を整備し、時代の要求に即応しようとする動きもみられる。環境衛生同業組合を中心とした業界の自主的努力によつて、営業者の研修、経営診断、業界の実態調査、近代化方策の検討等が進められている。また、各営業者も、消費者のし好に沿つた営業方法の改善、設備の改善、店舗の改装、サービス形態の専門化等の合理化に努めており、機械化によつて人手を省き能率の向上が可能なものについては機械設備の導入が進められている。さらに進んでは、協業化による構造の高度化も徐々に進められつつある。事業所規模をみると、従業者5人未満の割合はやや減少し、50人以上の割合が微増している。

これら業界の近代化への努力を促進するために、業界の調査、研究事業に対し国は助成措置を講じているほか、環境衛生金融公庫による融資及びその他の指導を行なつている。

第1章 健康と医療

第2節 環境衛生

4 環境衛生関係営業

(2) 環境衛生金融公庫

環境衛生関係営業に対する公的金融機関として、昭和42年9月、環境衛生金融公庫が設立された。環境衛生金融公庫は、それまで国民金融公庫に設けられていた環境衛生関係営業に対する特別融資制度を発展的に解消した結果設立されたもので、資本金10億円、貸付資金量300億円(公庫発足までの間の国民金融公庫からの貸付分を含む。)をもって発足した。

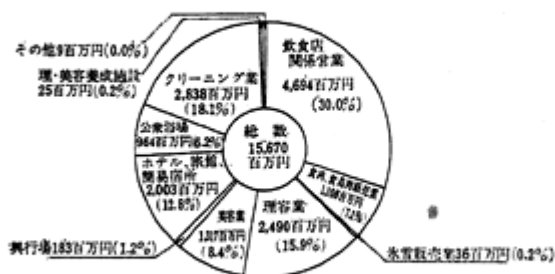
環境衛生関係営業に対する融資制度は、従来から他の中小企業に比べて立ち遅れがみうけられ、これが経営の近代化、合理化を停滞させ、ひいては料金上昇の一因ともなっていたのであり、この融資制度が環境衛生関係営業に与える効果は、めざましいものがあると期待される。

環境衛生金融公庫の貸付対象は、環境衛生関係営業の衛生水準の向上及び経営の近代化、合理化に必要な設備資金に限られており、また当分の間は、国民金融公庫、中小企業金融公庫及び商工組合中央金庫にその貸付業務を委託することとなっている。

42年度における貸付実績は、公庫設立前の国民金融公庫による特別融資を加えると第1-2-10図のとおりであり、業種別にみると、飲食店、理容業、ホテル、旅館業、クリーニング業がその大半を占めている。また、用途別では、設備の近代化、合理化が多数を占めている。

第1-2-10図 環境衛生金融公庫業種別融資実績

第1-2-10 図 環境衛生金融公庫業種別融資実績
(昭和42年度)



厚生省環境衛生局調べ

(注) 環境衛生金融公庫発足前における国民金融公庫による特別融資を含む

なお、43年度においては、貸付の最高限度額の一部上昇、貸付対象設備の拡大等さらに制度の充実を図る予定である。

厚生白書(昭和43年版)

(C)COPYRIGHT Ministry of Health , Labour and Welfare

第1章 健康と医療

第2節 環境衛生

4 環境衛生関係営業

(3) 今後の方向

環境衛生関係営業は、理容、美容、クリーニング、飲食店等多様であるが、いずれも国民の日常生活に不可欠なサービスを提供するものといえる。

近年における国民経済の発展による所得水準の向上と都市化の進行に伴い、消費生活も一段と多様化、高度化の傾向を強めている。また、余暇の増大に伴うレジャーへの指向等ともあいまって、環境衛生関係営業の提供するサービスに対し、高い需要が生み出されつつある。たとえば、昭和42年家計調査の結果によれば全国非農家世帯の消費支出の対前年増加率は8.7%(実質4.5%)であったのに対し、外食費では15.6%(実質10.8%)、クリーニング代では2.0%(実質4.1%)、理・美容代では5.8%(実質△0.3%)、肉類では10.5%(実質6.9%)となっており、また消費者動向予測調査によれば1世帯当たりの年間旅行回数は42年6月から43年5月までの1年間に1.68回となつている。しかし、なかには、興行場、氷雪販売業のように生活様式の変化に伴い、需要の減退しているものも一部みうけられる。

上述のような状態は、環境衛生関係営業の衛生水準の確保、料金の安定、消費者のし好の多様化に適応した合理的な経営方法の採用等が重要となつていることを示している。

国は、こうした要請にこたえるため、環境衛生監視員による監視体制の確保に努めるとともに、金融措置、行政指導等を通じて、営業の近代化の促進、及びそれによる料金の安定等を図つている。

しかしながら、国民的需要にこたえるにはなお不十分であり、今後は、環境衛生監視員の充実、営業の合理化のためのきめの細かい指導等をさらに推進していくことが必要である。また、業界においても、積極的に経営の近代化、合理化の努力を行なうとともに、理容業における分割料金制の実施、旅館業における部屋代と食事代の分離、料金の明示等消費者の選択上の便宜を配慮した身近な措置についても推進していく必要がある。

第1章 健康と医療

第2節 環境衛生

5 その他の環境衛生

(1) そ族,昆虫駆除

急激な人口の都市集中化による住宅,生活様式の変化は,ねずみ,衛生害虫の生態及び生息状況を変えている。たとえば,ダストシュートの構造不備によるゴキブリの繁殖,ビルの地下室のたまり水と,暖房条件等による冬期のチカイエカの発生,し尿浄化槽の酸化槽からの特殊なハエの発生,ビルの構造不備と豊富な食料によるネズミの繁殖等種々の変化が現われている。

一方,衛生上の被害は,昭和42年11月新潟,宮城,福島で流行をみたワイル病は,ネズミの尿によつて排出されるレプトスピラと呼ばれる病原体によつて起こる伝染病で221人(うち,25人死亡)の患者が発生したと報告されている。

コガタアカイエカによつて媒介される日本脳炎は依然として減少せず42年は,1,028人の患者のうち651人の死亡と高い死亡率を示した。コガタアカイエカは,その生態については未知の面が多く,駆除との関連においても今後研究する問題が多いが,発生季節が短いこと,飼育が困難な点に研究面の障害も大きい。

その他,はえ,ゴキブリが媒介の役割をする細菌性赤痢,ねずみによつて媒介される場合が多いサルモネラ症など,跡を絶たない現状である。

前述の社会構造の変化は,夜間人口が激減する都心地,繁華街などで,地域住民の駆除活動が期待できなくなつた。一方都市人口の急激な増加は行政需要が増大し,衛生班活動にもおのずから限界がみられる。この様に従来 of 住民の活動に依存してきたあり方について反省を要する時期であつて,近年大都市にある駆除を専門とする業者を積極的に指導育成し,駆除技術の向上を図つてその技術を有効に活用し,市町村の衛生班,地区住民の三者の有機的な連携によつて駆除の推進を図るべくその駆除体制を再検討中である。

第1章 健康と医療

第2節 環境衛生

5 その他の環境衛生

(2) 野犬対策

わが国において戦前より流行し,少なからぬ犠牲者を出していた狂犬病は,昭和25年狂犬病予防法の公布施行に伴う,畜犬の登録,予防注射の実施,未登録未注射犬の捕獲抑留等の措置により,人については30年以降,犬については31年以降その発生をみていない。

42年度中の犬の登録頭数は269万3,209頭,予防注射実施頭数は436万4,560頭,抑留頭数は67万6,262頭であった。

近年,犬による人畜等の被害が増加し,その被害は農作物や家畜等にとどまらず,人がかみ殺されるという事件まで発生しており,大気汚染,水質汚濁,騒音等と並んで新しいタイプの公害としてしばしば社会問題となっている。

このような犬に起因する被害の防止は,狂犬病予防法の目的とするところではないが,現実に犬による被害が起こっており,狂犬病予防法を所管する衛生担当行政に対してその対策の強化を図るよう強い要望が出されている。このような要望にかんがみ,42年8月厚生省において警察庁,農林省等関係行政機関,日本獣医師会,動物愛護協会等の関係団体,学識経験者等が集まり,野犬対策推進会議を開催した。また,10月1日から一か月間にわたって全国一せいに厚生省主唱のもとに野犬一掃運動を展開し,正しい犬の飼い方の知識の普及,野犬の捕獲の強化等に努め多大の成果をあげた。

第1章 健康と医療

第2節 環境衛生

5 その他の環境衛生

(3) 建築物衛生管理

近年,都市の過密化に伴なつて,いわゆるビルラッシュの現象が起こりビル建築数は異常な増加を示している。また,ビルの巨大化,デラックス化の傾向が著しくなるとともに,空気調和等の設備の普及がめざましく,大型ビルでは,ほとんどが窓の開閉のできない気密式のものになつてきている。

これら近代的なビルでは,その管理を誤ると,ビル利用者の健康に重大な影響があると考えられるが,現状では,その外装,機能等には多くの配慮が払われているのに対し,これを利用する人々の健康を保持するための環境衛生上の問題については,必ずしも十分に配慮されているとはいいがたい。

このような事情を背景として,公害審議会(現在の生活環境審議会)は,昭和41年8月,「多数人利用建築物の衛生基準の設定について」と題する中間答申を厚生大臣あて提出した。答申のおもな内容としては建築物の衛生水準を確保するため,維持管理に関する技術的な基準を設定すべきであること,適正な管理を行なうために,専門の維持管理技術者を置くよう義務づけることなどである。

厚生省では,この答申を受けて,「建築物衛生管理法(仮称)」案の検討に着手したが,43年度には本制度の施行経費も予算化されたので,同年度中に制度の発足を期している。

第1章 健康と医療

第2節 環境衛生

5 その他の環境衛生

(4) 水浴場の衛生管理

最近,レクリエーションの普及に伴つて,水浴人口が急増し,プールの増設が活発に行なわれ,他方,海水浴場,特に大都市周辺の海水浴場には膨大な数の水浴客が殺到している。

これらの水浴場の現状をみると,プール水の換水,消毒等の衛生管理が不十分で,プール水中の大腸菌群数や濁度がかかなり高い例も多くみられ,プール性結膜炎の発生等衛生上の危害も生じている。また,大都市周辺の海水浴場では海水の汚染が著しく,水浴に不相当と考えられる例が多い。

これらの事情から厚生省では,水浴場の衛生管理の強化を図るため,昭和40年7月,「遊泳用プールの水質基準」を定めたが,さらにプールの施設基準,海水浴場海水の水質基準等の設定について検討を急いでおり,これらによつて水浴場の衛生管理を強化し,その衛生状態の改善を図ろうとしている。

第1章 健康と医療

第2節 環境衛生

5 その他の環境衛生

(5) 墓地及び埋葬について

墓地の経営は、伝統的に寺院によつて行なわれており、地方公共団体によつて運営されているものは一部分にすぎない。しかし、最近顕著にみられるように、大都市への人口の過度の集中は、住宅の不足と同時に墓地不足をも招いている。また都市部では、都市計画の実施によつて墓地整理も一部で行なわれており、墓地不足はさらに促進する傾向がみられる。このように、墓地に対する需要の増大は新しい都市問題として、今後や急に解決を図る必要があると思われる。

埋葬の形態は、土葬から火葬へと変化をみせており大都市及びその近郊ではほとんど土葬の例をみないま
でになつている。土葬については、国民の宗教的感情からみてその適不適について議論のあるところであり、公衆衛生の見地からみて必ずしも好ましいものとはいえない。しかし、火葬を拒む宗派も存在するとともに火葬場のない地区もあるので、これを一律に禁止することはできないのが現状である。

昭和41年末現在において、墓地は89万0,566か所、火葬場は2万3,805か所、納骨堂は5,837か所となつてい
る。

なお、厚生年金保険積立金還元融資制度を活用し42年度中に2億8,120万円が地方公共団体に貸し出され、火葬場の整備が行なわれた。
